

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第2部 病院会計制度概論

第8章 損益計算書の様式

8-2 損益計算書の区分

8-2-4 経常損益計算区分

病院の経営活動の大部分は、医業活動であり、医業活動において生じた収益および費用は医業損益項目に分類される。ところが、医業活動には分類されないが、毎期、経常的かつ循環的に生じる収益や費用というものがある。そのような収益および費用は、病院の損益計算書において、経常損益項目として、収益ならば医業外収益、費用ならば医業外費用に分類されることになる。病院会計準則では、次のように定めている。

【病院会計準則】

第4章 損益計算書原則

第36 経常損益計算

経常損益計算は、受取利息及び配当金、有価証券売却益、患者外給食収益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益等の医業外収益と、支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額等の医業外費用とに区分して表示する。

医業外の損益項目の代表的なものは、病院の財務活動によって生じた収益および費用があげられる。病院の経営は一般の企業とは違って特殊な経営環境にさらされているといってもよいが、健全な病院経営のためには健全な財務活動をおこなう必要があることは一般の企業と何ら違いはない。ここで、財務活動とは、病院経営に必要な資金を調達し、また余剰となった資金を運用することをいう。したがって、必要な資金の調達のためには、銀行から借入れをする、あるいは保有していた有価証券を売却するなどの方策が取られよう。その際に生じる支払利息や有価証券売却損などは、資金調達により生じる費用である。また、余剰となった資金は預金として預け入れる、あるいは有価証券に投資するなどの方策が取られる。その場合に生じる受取利息及び配当金、あるいは売買目的有価証券を売却したときの有価証券売却益などは、資金運用から生じる収益である。

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

健保組合加入者 医療費大幅増

健康保険組合連合会（健保連）が公表した「健保組合医療費（医療保険医療費）最近の動向【令和3年4月診療分】」によると、医療費総額は3,926億8,068万9,425円となっており、前年同月と比較した伸び率は21.54%となっている。ただし、昨年度はコロナの影響で医療費が大きく減少したこともあり、その反動と捉えることもできます。

延べ日数（延べ処方箋枚数）は、①内科入院：142万3,085日（伸び率5.86%）、②内科入院外：1,929万4,248日（伸び率29.87%）、③歯科：654万5,671日（伸び率26.91%）、④調剤：1,053万9,932枚（伸び率24.59%）、となっています。

2019年4月から2021年4月の伸び率を計算すると2.6%増となります。したがって、医療費の水準が大分コロナ禍の前の状況に回復したと見ることもできます。しかし、すでに感染力の強い変異株による「第4波」が到来しており、このまま回復基調が継続するかは依然として不透明です。

【令和3年4月診療分】 医療費総額 対前年伸び率（%）



	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
被用者保険計 医療費総額	▲14.11%	▲4.65%	▲5.76%	▲3.35%	▲0.22%	3.72%	▲4.53%	▲2.72%	▲5.31%	▲4.36%	8.35%	
健保組合 医療費総額	▲16.48%	▲6.90%	▲7.04%	▲4.58%	▲0.78%	3.62%	▲5.38%	▲3.23%	▲5.78%	▲5.49%	8.95%	21.54%
健保組合 前期高齢者(再掲)	▲12.99%	▲0.31%	▲2.87%	▲3.34%	▲0.99%	3.39%	▲2.27%	2.26%	▲1.57%	▲1.65%	9.26%	16.16%

【令和3年4月診療分】 医療費総額 1人当たり医療費 対前年伸び率（%）



	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
被用者保険計 1人当たり医療費	▲14.31%	▲4.85%	▲5.96%	▲3.55%	▲0.32%	3.62%	▲4.63%	▲2.82%	▲5.31%	▲4.36%	8.35%	
健保組合 1人当たり医療費	▲16.48%	▲6.90%	▲7.04%	▲4.59%	▲0.78%	3.62%	▲5.38%	▲3.22%	▲5.78%	▲5.19%	9.31%	21.54%
健保組合 前期高齢者(再掲)	▲12.99%	▲0.31%	▲2.87%	▲3.34%	▲0.99%	3.39%	▲2.27%	2.26%	▲1.57%	▲1.93%	6.72%	16.17%

※被用者保険計の2月分以降は加入者数が公表前のため、1人当たり医療費の算出にあたっては参考値として1月時点の加入者数を使用している。